

令和8年度 技能講習について

「猟銃の操作及び射撃技能に関する講習」

新潟県公安委員会

1 技能講習の受講

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2及び第5条の5により、現に猟銃（ライフル銃又は散弾銃等）を所持している方は、原則として、3年に一度、所持している猟銃の種類ごとに都道府県公安委員会が行う猟銃の操作及び射撃技能に関する講習

（以下「技能講習」という。）の受講が義務付けられ、猟銃の追加所持許可申請又は所持許可更新申請の際には、当該技能講習の課程を修了した方に対して交付される技能講習修了証明書の提示が必要です。

2 開催期間等

別表「技能講習日程表」のとおり

（日程は年間4回に分けて公表します）

3 受講対象者等

(1) 対象者

新潟県内に住所を有し、猟銃（ライフル銃又は散弾銃等）の所持許可等の申請を受けようとする方

(2) 免除者

ア 射撃指導員

所持又は更新しようとする猟銃と同種の猟銃に係る射撃指導員

イ 日本スポーツ協会から推薦を受けた方

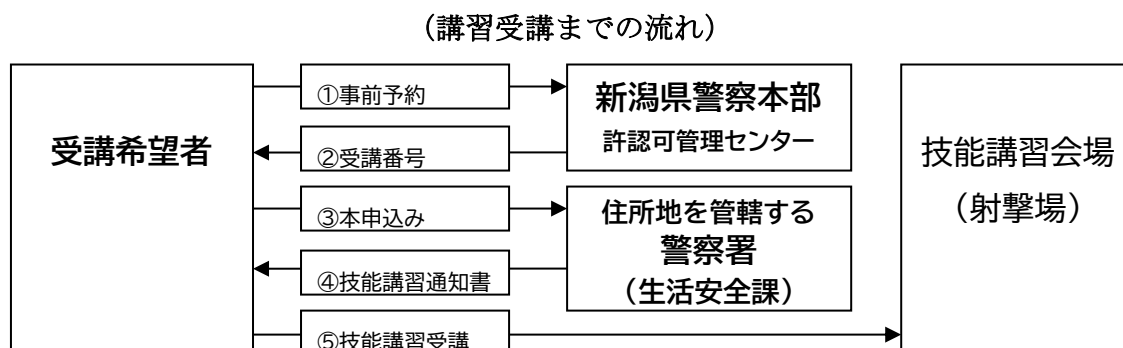
国民スポーツ大会の当該種類の猟銃に係る射撃競技への参加選手又はその候補者

ウ 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に係る免除規定に該当する方

詳細は別紙「鳥獣被害防止特措法に基づく猟銃に係る技能講習免除規定について」をご覧ください。

4 受講申込手続等

**講習受講には事前の予約と本申込みが必要です。
本申込み（申込書の提出と手数料の納付）は警察署で行います。**



(1) 事前予約

受講を希望する方は、事前の予約が必要です。

申込締切日までに、下記の連絡先に電話による予約を行ってください。

申込締切日は別表「技能講習日程表」に記載のとおりです。

お電話の際には「猟銃・空気銃所持許可証」をお手元にご用意ください（許可証番号等を確認するため）。

その際に、係員から**受講番号**が通知されます。

なお、開催場所ごとに定員になり次第、予約の受付を締め切ります。

受講希望者が定員に達した場合や中止となる場合は、新潟県警察ホームページに掲載してお知らせします。

連絡先：新潟県警察本部 生活安全部生活安全企画課 許認可管理センター
電話番号 025-285-0110 内線 3034 又は 3038

受付時間：平日（土日祝日等を除く）午前9時～正午、午後1時～5時

※ 回線が込み合う場合がありますので、その場合はしばらく経ってからおかけ直してください。

※ 事前予約をしていない方は、本申込みができません。

(2) 本申込み

事前予約が済んだ方は、**住所地进行を管轄する警察署生活安全課（以下、管轄警察署）**で本申込みをしてください。

事前予約の際に通知された**受講番号**が必要です。

管轄警察署にあらかじめお電話の上、申込締切日までに下記（3）の書類を提出し、手数料を納付してください。

受付時間：平日（土日祝日等を除く）午前9時～午後4時30分

※ 本申込みをしていない方は、受講できません。

(3) 本申込みに必要な書類等

ア 技能講習受講申込書

イ 猟銃・空気銃所持許可証

ウ 受講手数料 14,000 円

※ キャッシュレス決済（クレジットカード・電子マネー・コード決済）又は現金（納付方法は窓口にお問い合わせください。）

※ 申込受理後の受講手数料は、新潟県手数料条例に基づき返還しません。

(4) 技能講習通知書の受領

申込後、技能講習受講の際に必要な「技能講習通知書」が交付されるので大切に保管してください。

※ 申込後、体調不良等で欠席される場合は、管轄警察署にご連絡ください。

※ 災害等やむを得ない理由により、技能講習の日時・場所が変更または中止となる場合があります。その場合は、管轄警察署の担当係員が速やかに受講申込者にご連絡します。

5 技能講習当日の手続等

(1) 当日の携行品

ア 技能講習通知書

イ 猟銃・空気銃所持許可証

ウ 技能講習で使用する猟銃及び猟銃に適合する実包

・ ライフル銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃は 10 発以上

・ 散弾銃は 25 発以上

※ 技能講習で使用する実包は、受講者各自がご持参ください。

実包を持参しなかった場合は、射撃場付設の火薬店での実包の購入も可能ですが、あらかじめ猟銃用火薬類の譲受許可を受けている必要があります。

(2) 当日の受講手続

受講する技能講習の開催時間の 30 分前から講習開始までの間に、技能講習通知書を開催射撃場の担当係員に提出し、受講手続を行います。

6 技能講習修了証明書の受領

技能講習を修了した方には、後日、管轄警察署で技能講習修了証明書が交付されます。

7 郵送による技能講習修了証明書の受領

- (1) 郵送による技能講習修了証明書の受領を希望する方は、事前予約時にお申し出ください。
- (2) 送付用封筒（簡易書留による郵送に必要な額の郵便切手を貼付した封筒またはレターパックプラス）に住所及び氏名を記載し、管轄警察署に提出してください。
なお、提出する方法は、直接又は郵送の別を問いません。
- (3) 技能講習修了後、技能講習修了証明書を送付します。

別表

技能講習日程表(令和8年度 7～9月実施予定分)

7月・散弾銃

開催日	時間	開催場所	射撃方式	定員	申込締切
7月4日(土)	(午前) 9:00～ 2時間以上	新津クレー射撃場 新潟市秋葉区 矢代田6,140番地	トラップ	6人	6月25日(木)
			スキート	6人	
7月9日(木)	(午前) 10:00～ 2時間以上	長岡国際射撃場 長岡市大積町1丁目 馬平389番地	トラップ	6人	7月2日(木)
			スキート	6人	
7月16日(木)	(午前) 9:00～ 2時間以上	巻射撃場 新潟市西蒲区 福井4,192番地	スキート	6人	7月9日(木)
	(午後) 13:00～ 2時間以上		トラップ	6人	
7月23日(木)	(午前) 9:00～ 2時間以上	新津クレー射撃場 新潟市秋葉区 矢代田6,140番地	トラップ	6人	7月16日(木)
			スキート	6人	
7月25日(土)	(午前) 9:00～ 2時間以上	巻射撃場 新潟市西蒲区 福井4,192番地	トラップ	6人	7月16日(木)
			スキート	6人	
	(午後) 13:00～ 2時間以上	トラップ	6人		
7月28日(火)	(午前) 10:00～ 2時間以上	長岡国際射撃場 長岡市大積町1丁目 馬平389番地	トラップ	6人	7月21日(火)
			スキート	6人	

7月・ライフル銃(散弾銃以外の猟銃)

開催日	時間	開催場所	射撃方式	定員	申込締切
7月8日(水)	(午前) 9:30～2時間以上	新潟県猟友会ライフル射撃場 新潟市西蒲区福井4,192番地	・ライフル銃 (大口徑、ハーフ ライフル)	3人	7月1日(水)
	(午後) 13:30～2時間以上		・ライフル銃及び 散弾銃以外の猟銃	3人	
7月11日(土)	(午前) 9:00～ 2時間以上	小国町猟友会射撃場 山形県西置賜郡小国町 大字大宮字松ヶ沢 361番地～363番地6	・ライフル銃 (大口徑、ハーフ ライフル)	4人	7月2日(木)
	(午後) 13:00～ 2時間以上		・ライフル銃及び 散弾銃以外の猟銃	4人	
7月18日(土)	(午前) 9:30～12:30	ぐんまジャイアント総合 クレー・ライフル射撃場 群馬県富岡市桑原604番地	ライフル銃 (大口徑・小口径)	3人	7月9日(木)
	(午後) 13:30～16:30			3人	
7月25日(土)	(午後) 13:30～ 2時間以上	長野射撃場 長野県長野市大字広瀬 字小名田沖3,237外24筆	ライフル銃 (大口徑・小口径)	4人	7月16日(木)

別表

技能講習日程表(令和8年度 7～9月実施予定分)

8月・散弾銃

開催日	時間	開催場所	射撃方式	定員	申込締切
8月1日(土)	(午前) 10:00～ 2時間以上	長岡国際射撃場 長岡市大積町1丁目 馬平389番地	トラップ	6人	7月23日(木)
			スキート	6人	
8月5日(水)	(午前) 9:00～ 2時間以上	新津クレー射撃場 新潟市秋葉区 矢代田6,140番地	トラップ	6人	7月29日(水)
			スキート	6人	
8月7日(金)	(午前) 9:00～ 2時間以上	巻射撃場 新潟市西蒲区 福井4,192番地	トラップ	6人	7月30日(木)
			スキート	6人	
	(午後) 13:00～ 2時間以上		トラップ	6人	
8月22日(土)	(午前) 9:00～ 2時間以上	新津クレー射撃場 新潟市秋葉区 矢代田6,140番地	トラップ	6人	8月13日(木)
			スキート	6人	
8月26日(水)	(午前) 10:00～ 2時間以上	長岡国際射撃場 長岡市大積町1丁目 馬平389番地	トラップ	12人	8月19日(水)
			スキート	6人	

8月・ライフル銃(散弾銃以外の猟銃)

開催日	時間	開催場所	射撃方式	定員	申込締切
8月6日(木)	(午前) 9:30～12:30	ぐんまジャイアント総合 クレー・ライフル射撃場 群馬県富岡市桑原604番地	ライフル銃 (大口徑・小口径)	3人	7月30日(木)
	(午後) 13:30～16:30			3人	
8月8日(土)	(午前) 9:00～ 2時間以上	小国町猟友会射撃場 山形県西置賜郡小国町 大字大宮字松ヶ沢 361番地～363番地6	・ライフル銃 (大口徑、ハーフ ライフル) ・ライフル銃及び 散弾銃以外の猟銃	4人	7月30日(木)
	(午後) 13:00～ 2時間以上			4人	
8月20日(木)	(午前) 9:30～2時間以上	新潟県猟友会ライフル射撃場 新潟市西蒲区福井4,192番地	・ライフル銃 (大口徑、ハーフ ライフル) ・ライフル銃及び 散弾銃以外の猟銃	3人	8月13日(木)
	(午後) 13:30～2時間以上			3人	
8月22日(土)	(午後) 13:30～ 2時間以上	長野射撃場 長野県長野市大字広瀬 字小名田沖3,237外24筆	ライフル銃 (大口徑・小口径)	4人	8月13日(木)

別表

技能講習日程表(令和8年度 7～9月実施予定分)

9月・散弾銃

開催日	時間	開催場所	射撃方式	定員	申込締切
9月5日(土)	(午前) 9:00～ 2時間以上	新津クレー射撃場 新潟市秋葉区 矢代田6,140番地	トラップ	6人	8月27日(木)
			スキート	6人	
9月9日(水)	(午前) 9:00～ 2時間以上	巻射撃場 新潟市西蒲区 福井4,192番地	トラップ	6人	9月2日(水)
			スキート	6人	
9月12日(土)	(午前) 10:00～ 2時間以上	長岡国際射撃場 長岡市大積町1丁目 馬平389番地	トラップ	12人	9月3日(木)
			スキート	6人	
9月16日(水)	(午前) 9:00～ 2時間以上	新津クレー射撃場 新潟市秋葉区 矢代田6,140番地	トラップ	6人	9月9日(水)
			スキート	6人	
9月19日(土)	(午前) 10:00～ 2時間以上	長岡国際射撃場 長岡市大積町1丁目 馬平389番地	トラップ	12人	9月10日(木)
			スキート	6人	
9月26日(土)	(午前) 9:00～ 2時間以上	巻射撃場 新潟市西蒲区 福井4,192番地	トラップ	6人	9月17日(木)
	(午後) 13:00～ 2時間以上		トラップ	6人	

9月・ライフル銃(散弾銃以外の猟銃)

開催日	時間	開催場所	射撃方式	定員	申込締切
9月3日(木)	(午前) 9:30～12:30	ぐんまジャイアント総合クレー・ライフル射撃場 群馬県富岡市桑原604番地	ライフル銃 (大口徑・小口径)	3人	8月27日(木)
	(午後) 13:30～16:30			3人	
9月9日(水)	(午前) 9:30～2時間以上	新潟県猟友会ライフル射撃場 新潟市西蒲区福井4,192番地	・ライフル銃 (大口徑、ハーフ ライフル) ・ライフル銃及び 散弾銃以外の猟銃	3人	9月2日(水)
	(午後) 13:30～2時間以上			3人	
9月12日(土)	(午前) 9:00～ 2時間以上	小国町猟友会射撃場 山形県西置賜郡小国町 大字大宮字松ヶ沢 361番地～363番地6	・ライフル銃 (大口徑、ハーフ ライフル) ・ライフル銃及び 散弾銃以外の猟銃	4人	9月3日(木)
	(午後) 13:00～ 2時間以上			4人	
9月26日(土)	(午後) 13:30～ 2時間以上	長野射撃場 長野県長野市大字広瀬 字小名田沖3,237外24筆	ライフル銃 (大口徑・小口径)	4人	9月17日(木)

受講番号

第25号（第26条関係）

技能講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項に規定する講習の受講を次のとおり申し込みます。

年 月 日

新潟県公安委員会殿

申 込 人	住 所				
	ふりがな				
	氏 名				
	生 年 月 日	年	月	日	
	電 話 番 号				
許 可 証	交 付 年 月 日	年	月	日	
	許可証番号等	第	号	公安委員会	
受 講 希 望 関 係	<input type="checkbox"/> ライフル銃	希望年月日			
		希望場所			
	<input type="checkbox"/> ライフル銃 以外の猟銃	銃 種	<input type="checkbox"/> 散弾銃	<input type="checkbox"/> その他	
		希望年月日			
		希望場所			

- 備考
- 1 受講希望関係欄には、受講を希望する銃種の□内にレ印を記入するとともに、その希望日時、希望場所を記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

鳥獣被害防止特措法に基づく猟銃に係る技能講習免除規定について

所持許可や更新の申請を行う方で、次の1又は2に該当する場合は、技能講習の受講が免除となります。

1 特定鳥獣被害対策実施隊員（鳥獣被害防止特措法附則第3条第1項）

(1) 対象となる要件（次のア、イのいずれにも該当する方）

- ア 申請日前1年以内に鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加した方
- イ 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない方

(2) 申請時に必要な添付書類

技能講習修了証明書の代わりに、次の書類の提出・提示が必要です。

- ア 市町村長の発行する鳥獣被害対策実施隊員の「指定書」又は「任命書」（申請日において有効なもの）【提示】
- イ 市町村長の発行する「対象鳥獣捕獲等参加証明書」【提出】
- ウ 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者であることの「誓約書」【提出】
（誓約書用紙は、警察署に準備してあります。）

2 特定従事者(鳥獣被害防止特措法附則第3条第2項)

(1) 対象となる要件(次のア、イのいずれにも該当する方)

ア 申請日前1年以内に被害防止計画に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けて特定捕獲等に1回以上参加し又は同条第8項に規定する従事者として特定捕獲等に1回以上従事した者で令和9年4月15日までの間に猟銃所持許可等の申請をする方

イ 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない方

(2) 申請時に必要な添付書類

技能講習修了証明書の代わりに、次の書類の提出(提示)が必要です。

ア 市町村長の発行する対象鳥獣に係る有害鳥獣駆除の「許可証」又は「従事者証」(申請日において有効なもの。※注)【提示】

イ 市町村長の発行する「対象鳥獣捕獲等参加証明書」【提出】

ウ 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者であることの「誓約書」【提出】
(誓約書用紙は、警察署に準備してあります。)

※注 (2)アで有効な「許可証」又は「従事者証」を有していない場合には、それに代えて、次の(ア)～(ウ)いずれかの書類(市町村長が発行するものに限る)の提示も可能です。

(ア) 申請日において、申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している事を証明する書面【提示】

(イ) 申請日後の日で、対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日(申請日前1年以内の日に限る。)から1年以内において、申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれることを証明する書面【提示】

(ウ) 申請日後の日で、対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日(申請日前1年以内の日に限る)から1年以内の日から有効期間が開始する「許可証」又は「従事者証」【提示】

※ (イ)、(ウ)の書類は、申請日に提示できない場合は、申請に対する処分が行われる日(猟銃の所持許可の更新申請の場合は、許可の有効期間の最後の開庁日)までに提示する必要があります。